

9月15日～21日は老人福祉週間

# 急速に進む高齢化社会でも

# みんなが明るい老後を

「万一」「もし」寝たきりになったら……

寝たきりのお年寄りを介護している加藤嘉子さんは、短期保護制度を利用してリフレッシュ。

「安らかな老後を送りたい」というのは、だれもが願うことです。

しかし、病気や事故が原因で寝たきりの生活を余儀なくされているお年寄りも少なくありません。寝たきり老人になると、お年寄りが大変なのはもちろんですが、介護に当たる人やその家族も大変です。

実の父の介護を続ける加藤嘉子さん（入山瀬久保）の生活を紹介します。富士市の寝たきり老人対策を紹介します。

## 四六時中休みのない介護

加藤嘉子さんのお父さん（七八歳）は、若いころは腕のよい大工さんでしたが、昭和五十一年に脳血栓で倒れてしまいました。

療養の結果、小康を取り戻したものの身体に障害が残り、ろれつが回らなくなりました。

昭和六十一年には、乳母車を使って歩行中に転倒、以後は寝たきりの状態となってしまいました。最近、時々はいずれって外へ出

たり、たんすの衣類を出してしまふなど一種の痴呆状態を示すときもあります。

ですから、介護にあたる長女嘉子さんは、四六時中目を放せません。食事や着がえ、おむつ交換など日常生活は、大変な作業です。介護に一年三百六十五日休みはありませんので、精神的な疲労もたまる一方です。

## 二人の介護を四年間

実は、昭和五十九年に亡くなった嘉子さんのお母さんも、胃の手術がもとで突然、痴呆老人となってしまいました。

プラスチックの器をガスコンロにかけ、火事を起こしかけたり、夜、ふらっとどこかへ行ってしまう、警察や広報無線の世話になっ

たこともありました。

ですから、嘉子さんは昭和五十五年から五十九年の間、子の役目だから当然と言えばそれまでですが、二人の老人の介護にあたっていました。

また、嘉子さんのご主人が建築関係の仕事で自営していることから、嘉子さんの仕事もあり、介護に家族の協力は欠かせませんでした。

二人を介護している間、家族のレジャーはもちろん、子供の入学式・参観日などまったく出席できませんでした。

## 短期保護を利用

そんな折、みかねた近所の人や、地域の民生委員さんにそんな状態を伝えてくれました。



老人人口の推移

(4月1日現在)

区分	総人口	老人人口(65歳以上)	割合
59	213,368人	16,870人	7.9%
60	215,265人	17,462人	8.1%
61	216,994人	18,137人	8.4%
62	218,745人	19,010人	8.7%
70(予測)	231,600人	26,082人	11.3%

類型別老人人口

(7月1日現在)

年	類型	ひとり暮らし老人	寝たきり老人	老人世帯	痴呆老人
57		615人	309人	643人	—
58		652人	301人	675人	—
59		695人	271人	716人	38人
60		774人	284人	787人	42人
61		664人	261人	586人	34人

(各年の人数は60歳以上、ただし61年のひとり暮らし及び老人世帯は65歳以上)



△「よくけんかもしますよ」と嘉子さん

たまたま、ことしの六月嘉子さんの疲労がピークに達し、体の調子をくずしてしまいました。

嘉子さんは市の福祉課に相談、お父さんを大洲の富士楽寿園という寝たきり老人を受け入れる老人ホームに短期保護してもらいました。

短期保護とは、介護者が病気や事故などで一時的に介護できないとき、原則として一週間を限度に老人ホームで老人の世話をしてもらう制度です。

嘉子さんはそれまでそんな制度を知りませんでしたので、とても不安でした。また、一時的にせよ老人ホームに親を預けるとい

とへの抵抗もありました。

ところが、短期保護から帰ってきたお父さんの気分は上々でした。家ではめったに入れなかったふろに週に二回入れてもらったことが気分転換となったようです。

嘉子さんの体調が回復したのはもちろんですが、家庭での介護方法を教わったり、ほかにも結構大勢の寝たきり老人がいることを知り、精神的にも気楽になりました。

### 何年ぶりかで海水浴

嘉子さんは「これまで寝たきり老人や痴呆老人の苦勞なんて、テレビの話とと思っていました。実

際、自分が介護してみても短期保護制度に大変感謝しています。ことしの夏も、何年ぶりかでお墓参りや子供を海水浴に連れていくことができました。短期保護制度を知らない人は一度福祉課へ相談してみたら」ととピーアールをしてくれました。

### そのほかの制度

そのほかの主な寝たきり老人福祉制度は次のとおりです。

#### ◇老人家庭奉仕員の派遣

ひとり暮らしや身体に障害のある老人で、日常生活が困難な場合や、その家族が世話をすることが困難な場合、身の回りのお世話をする奉仕員を派遣します。

#### ◇寝たきり老人及び痴呆老人介護者慰労金

在宅の寝たきり老人または痴呆老人と六ヵ月以上同居し、生計を同じくしている介護者に、慰労金として年一回三万円を支給します。

#### ◇巡回入浴車「いずみ号」の派遣

寝たきり老人の自宅に適当な入浴設備がないか、介護者がいないため入浴できない場合、老人の家へ派遣します。

#### ◇特殊寝台・床ずれ防止用マットの貸与

寝たきり老人を抱えた低所得世帯に、無償で貸与します。

#### ◇紙おむつの支給

寝たきり老人を抱えた低所得世帯に紙おむつを支給します。

問い合わせ先 福祉課老人福祉係

## 皆さんの善意を

# 福祉基金へ

「たとえ年をとっても、体に障害があっても、住みなれた街や家で暮らしたい」——高齢化社会の中で、このような願いをかなえていくには、公的援助だけでなく地域や民間団体、企業などのボランティア活動も重要になります。市はボランティア活動の充実、活性化と幅広い在宅の地域福祉活動を推進するために「富士市福祉基金」を設けました。

市は昭和五十五年度から「ボランティア活動基金」を設け、市民の皆様からの寄付金を積み立ててきました。

その額は昭和六十一年度末まで五千七百八十八万九千九百三十四円に達し、昨年度は約二百八十万円の利息を生み出しました。これらのお金は、ボランティア活動の助成に役立ちました。六十二年度からは、この「ボランティア活動基金」をさらに発展させ、充実を図るために、「富士市福祉基金」を設立しました。

これは、ボランティア活動基金を吸収し、市の一般財源から毎年度五千万円を支出して、市民の皆様からの寄付金と合わせて積み立てていくものです。目標額は四億円で、達成年度は六十七年度を予定しています。

なお、毎年度基金から生ずる益金の使途については、福祉に理解のある市民と行政の職員十五人で組織された「富士市福祉基金運営協議会」で協議されています。

市民の皆さんの温かい志をお寄せください。



▷夏休みに福祉基金のバックアップで行われた高校生ワークキャンプ(老人ホーム富士楽寿園にて)